

4 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				連続無火災表彰の実施について	2
	○				火災・救急状況等報告	2
	○	○			令和5年度初期消火器具整備費補助事業について【市連】	3
	○			○	よこはま防災e-パークの創設について【市連】	3
1(3)	○				ヨコハマ3R夢(スリム)プランの推進について【市連】	3
2(1)	○	○			令和5年地域防犯カメラ設置補助制度について【市連】	4
2(2)	○	○			令和6年度 自治会町内会館整備について【市連】	5
2(3)	○	○			新任自治会町内会長等講習会の開催について	6
3(1)	○				新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」について【市連】	7
3(2)	○	○			第3回港南区協働による地域づくり推進協議会の開催報告について	9
3(3)	○	○			港南区元気な地域づくりフォーラムの令和4年度開催報告及び令和5年度の日程について	10
3(4)	○	○			「補助金申請の手引き」の更新について	11
3(5)	○	○			地域防災活動支援に向けた研修等のご案内【市連】	12
3(6)	○	○			家具転倒防止対策助成事業のご案内	14
3(7)	○	○			令和5年度全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験の実施について	15
3(8)	○			○	GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた御協力について【市連】	16
3(9)	○	○			港南ひまわり83運動について	17
3(10)	○	○			港南ひまわり83運動マスコットキャラクター「83太郎(ハチサンたろう)」ポロシャツの販売について	17
3(12)	○	○			港南区インターネット安全講演会の開催について	18
3(13)	○				プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けた排出実態調査について	19
3(14)	○	○			令和5年度赤十字会費(募金)募集及び社会を明るくする運動実施委員会会費(募金)の協力について	20
4(1)ア	○	○			自治会町内会加入促進グッズの配布について	21
4(1)イ	○	○			「令和5年度九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間横浜市実施要綱」の配布について	21
4(1)ウ	○	○			「令和5年度春の全国交通安全運動横浜市実施要綱」の配布について	21
4(1)エ	○	○			「更生保護こうなん」第42号の配布について	21

区連会資料	港南区の治安情勢【修正版】 令和5年3月末現在	令和5年4月17日 港南警察署 生活安全課
-------	--	--------------------------

1 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺以外

	全刑法犯 ＋一部特別法犯	子供・女性が狙われやすい犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	9,970	350	201	47	13	100	296	2,286
港南署	165	9	5	1	0	0	5	11
昨年同期比	209	5	1	1	0	1	8	13
増減	-44	+4	+4	0	0	-1	-3	-2

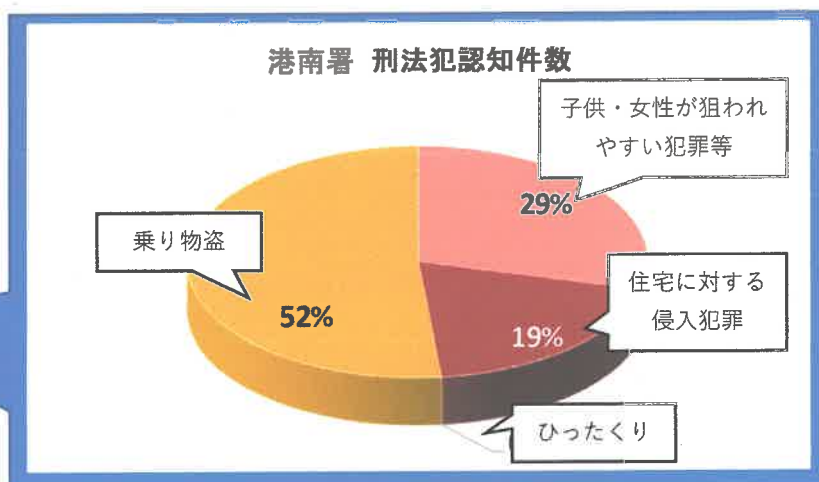
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、強姦性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑行為防止条例違反(卑しい行為等)等(特別法犯)の犯罪の総称です。
 ※上記の表は、全刑法犯の認知件数と特定の犯罪の認知件数を抜粋した表です。合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)		
令和5年3月末現在	前年との増減	
磯子署	144	+32
南署	139	-8
戸塚署	202	+35
栄署	80	+3



これが発生傾向だよ！

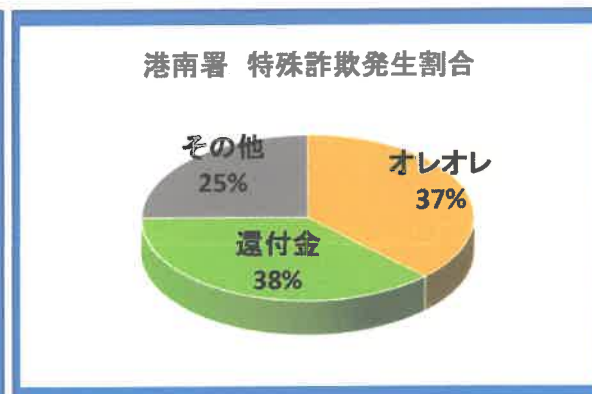
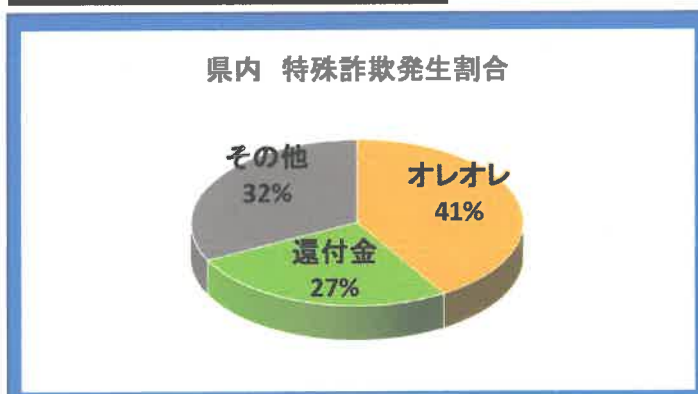
▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」



2 刑法犯認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】・・・特殊詐欺

	特殊詐欺		オレオレ		還付金		その他	
	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	526	1,012,000,000	217	510,000,000	139	181,000,000	170	321,000,000
港南署	8	36,600,000	3	26,000,000	3	7,600,000	2	3,000,000
昨年同期比	13	14,340,000						
増減	-5	+22,260,000						

※その他は、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、キャッシュカード詐欺盗など



犯罪発生状況一覧表 ～ 港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和5年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶 悪 犯				小計	粗 暴 犯				小計	窃 盗 犯			小計	知 能 犯			風 俗 犯			小計	そ の 他			合 計
	殺 人	強 盗	放 火	強 制 性 交 等		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 法 入 盗		詐 欺	そ の 他	小 計	わ い せ つ		そ の 他		占 有 領	そ の 他	小 計	
																		強 制	公 然						
1月				1	1	1			2	5	6	27	38		1	1			0	2	3	5	47		
2月					0	1	4		5	4	4	27	35	3		3		1	1	1	8	9	53		
3月		1			1	4	2		6	1	6	33	40	6		6	5		5		7	7	65		
4月					0				0				0			0			0			0	0		
5月					0				0				0			0			0			0	0		
6月					0				0				0			0			0			0	0		
7月					0				0				0			0			0			0	0		
8月					0				0				0			0			0			0	0		
9月					0				0				0			0			0			0	0		
10月					0				0				0			0			0			0	0		
11月					0				0				0			0			0			0	0		
12月					0				0				0			0			0			0	0		
合計	0	1	0	1	2	6	7	0	0	13	10	16	87	113	9	1	10	5	0	1	6	3	18	21	165

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵 入 窃 盗						乗 物 盗			非 侵 入 窃 盗										合 計	特殊詐欺
	空	忍	居	事	そ	小	自	オ	自	小	ひ	置	車	部	自	万	そ	小			
	き	込	空	務	の		動	ー	転		つ	引	上	品	販	引	の				
巣	み	き	所	荒	他	計	車	ト	車	計	た	き	ね	ね	ね	き	他	計			
1月	3					2	5	1	5	6		2		1		12	12	27	38		
2月	1		1			2	4	3	1	4		2	1	1		16	7	27	35	3	
3月	1						1	1	5	6		3	1	4		15	10	33	40	5	
4月							0			0								0	0		
5月							0			0								0	0		
6月							0			0								0	0		
7月							0			0								0	0		
8月							0			0								0	0		
9月							0			0								0	0		
10月							0			0								0	0		
11月							0			0								0	0		
12月							0			0								0	0		
合計	5	0	1	0	4	10	0	5	11	16	0	7	2	6	0	43	29	87	113	8	

犯罪発生状況一覧表 ～ 港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和5年3月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶悪犯			強 制 性 交 等	小 計	粗暴犯				小 計	窃盗犯			小 計	知能犯			小 計	風俗犯			小 計	その他			合 計	
	殺 人	強 盗	放 火			暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗		詐 欺	そ の 他	風俗犯		占 有 離 脱 物 横 領	そ の 他	小 計		そ の 他	小 計			
																	わいせつ								そ の 他		
																											強 制
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	3	2			5	4	5	40	49	2		2	被害者保護等の観点から非表示				0	3	8	11	67	
笹下					0		2			2			1	1	2		1		1				0			0	5
日野					0		1			1	2		2	4			0						0		1	1	6
芹が谷					0	1				1			1	2	3		0						0		2	2	6
南高校前					0					0				1	1		0						0		2	2	3
野庭					0	1				1			2	2	4	2	2						0			0	7
港南台駅前					0					0	1	5	25	31	1		1						0		3	3	35
上永谷駅前		1			1	1	1			2	1	1	10	12	1		1						0		1	1	17
日限山					0					0			1	1	2		2						0			0	3
港南台南					0		1			1	2	1	3	6	1		1						0		1	1	9
その他				0					0				0			0				1	1			0	1		
合計	0	1	0	1	2	6	7	0	0	13	10	16	87	113	9	1	10	5	0	1	6	3	18	21	165		

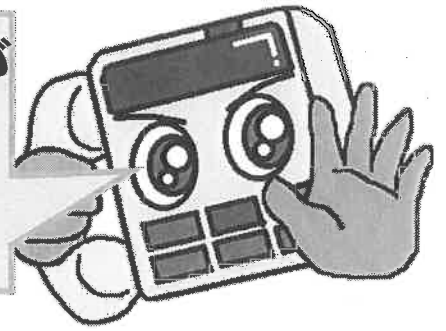
2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					小計	乗物盗			小計	非侵入盗								小計	合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込み	居空き	金庫破り	その他の盗		自動車	オートバイ	自転車		払出し盗	置引き盗	職業盗	部品ねらい	色情ねらい	万引き	その他の				
上大岡駅前	3				1	4		1	4	5	4	3		4		23	6	40	49		
笹下						0		1		1							1	1	2		
日野	1		1			2				0	1						1	2	4		
芹が谷						0			1	1					1		1	2	3		
南高校前						0				0	1							1	1		
野庭						0		2		2		1				1		2	4		
港南台駅前				1		1			5	5		2	1	2	1	15	4	25	31		
上永谷駅前					1	1		1		1	1	1				3	5	10	12		
日限山						0				0						1		1	1		
港南台南	1				1	2			1	1							3	3	6		
合計	5	0	1	1	3	10	0	5	11	16	7	7	1	6	2	43	21	87	113		

特殊詐欺の被害に遭わないために

特殊詐欺の犯人からの電話のほとんどが
自宅の固定電話にかかってきます。

犯人からの電話を受けないための固定
電話対策が被害防止の第一歩です!!



ご存じですか?

特殊詐欺被害を防止するためのNTT東日本の取組

① ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエスト の高齢者無償化受付 適用開始日：2023/5/1

70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの月額利用料および工事費を無料とします。(申込制)

② 特殊詐欺対策サービスの無償化 申込受付期間：2023/5/1～2023/10/31

特殊詐欺対策サービスの月額利用料および工事費を、申込受付期間・申込数を限定して一定期間無料とします。

無償化適用期間(2023/5/1～2025/3/31) 無償化適用人数(5,000名を対象)

③ 電話番号の変更に関する工事費の無償化

特殊詐欺等の犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合は、お客様からの申し出により電話番号変更の工事費を無料とします。

※NTT東日本・NTT西日本の2023年3月22日News Releaseより抜粋

これらの取組に関する詳細情報やお問い合わせは

NTT東日本 特殊詐欺対策ダイヤル 0120-722-455

〈営業時間：午前9時～午後5時（年末年始12/29～1/3を除きます）

に、電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いします。

私たちはダマされません!

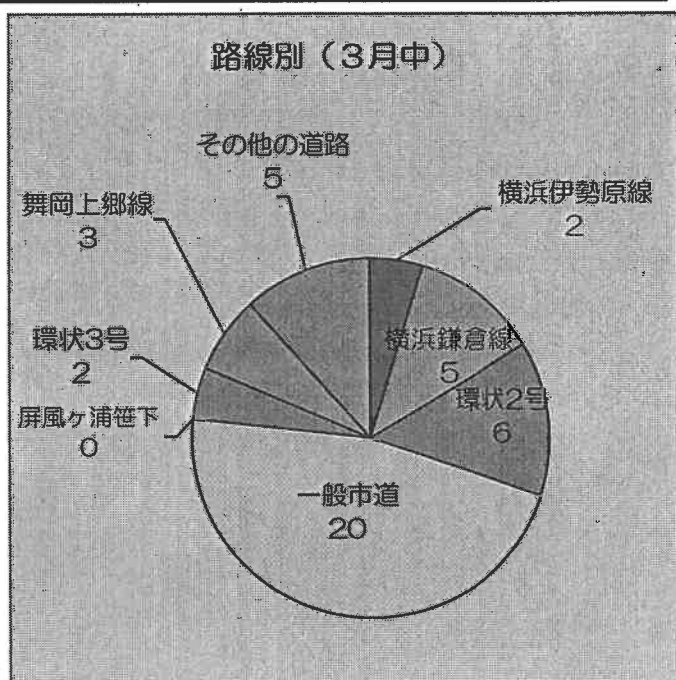
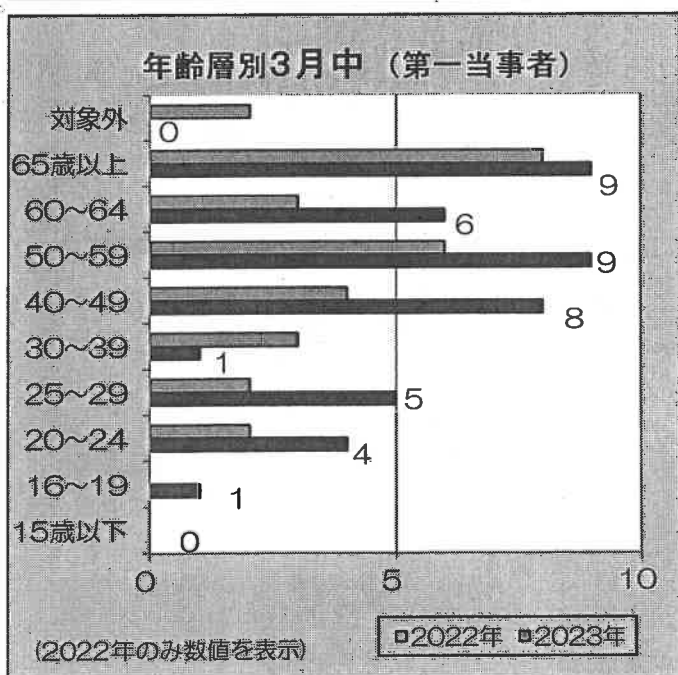
特殊詐欺撲滅

N T T 東 日 本 本 部 × 神 奈 川 県 警 察
神 奈 川 東 日 本

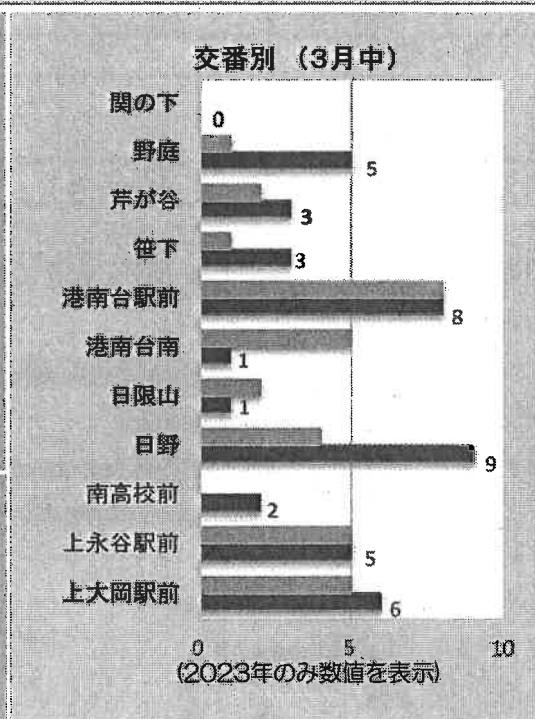
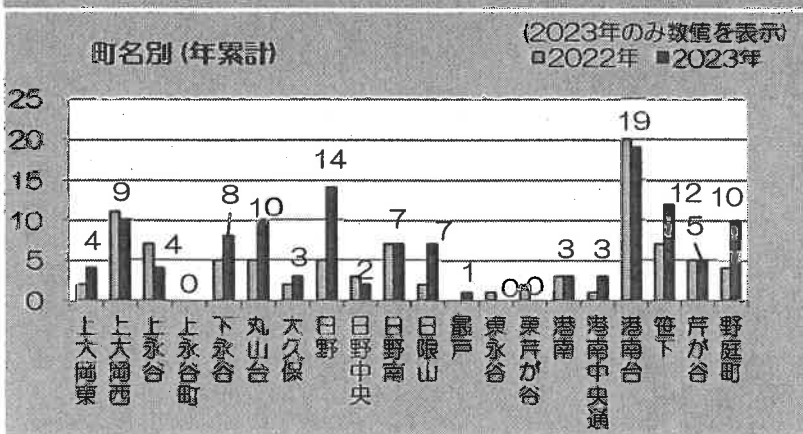
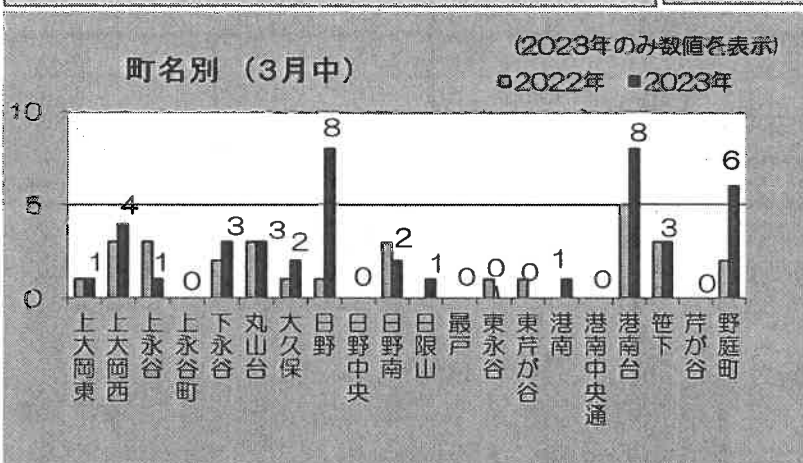
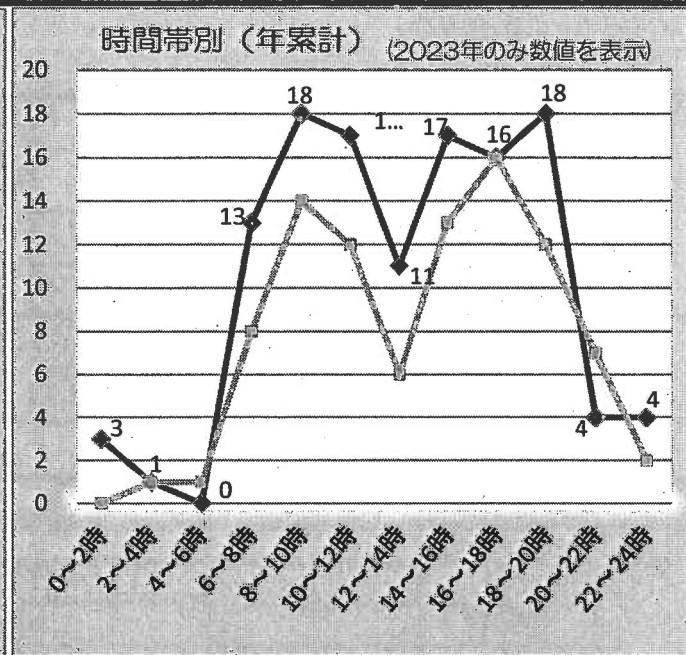
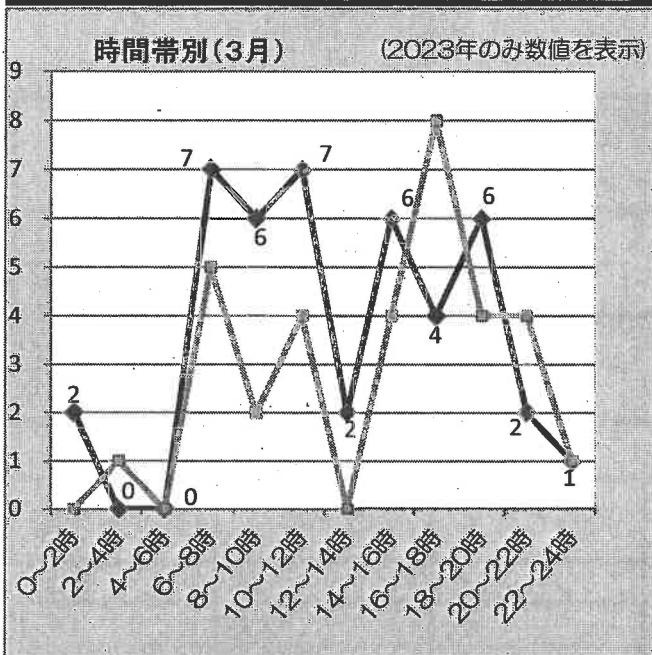
令和5年3月 港南警察署交通事故概況

神奈川県内 月・年累計別 (概数)	件数	死者	負傷者	港南区内 月・年累計別 (概数)	件数	死者	負傷者
3月中	2,000	11	2,372	3月中	43	0	52
前年比	+530	+3	-5833	前年比	+8	±0	+15
年累計	5,217	29	6,153	年累計	122	0	142
前年比	+377	+1	+644	前年比	+30	±0	+30

状態別 月・年累計別	二輪車事故	自転車事故	高齢者事故	子ども事故	全事故件数
3月中	9	10	14	3	43
前年比	-3	+5	+1	±0	+13
構成率	20.9%	23.3%	32.6%	7.0%	***
年累計	28	26	45	9	122
前年比	-2	+6	+11	-3	+30
構成率	23.0%	21.3%	36.9%	7.4%	***
県下の構成率	27.5%	23.6%	34.1%	6.7%	***



月・年累計別	類型別	人 対 車 両				車 両 相 互						車両 単独	合計
		横 断		その他	計	正面 衝突	追突	出会 い頭	右左折	その他	計		
		歩道上	歩道外										
3月中		5	2	3	10	1	10	4	7	8	30	3	43
	前年比	+3	+2	±0	+5	±0	+1	+3	-4	+7	+7	+2	+14
年 累 計		11	3	7	21	1	23	7	11	13	55	3	79
	前年比	+4	±0	-3	+1	±0	+2	-1	-12	-4	-15	+1	-13
	構成率	13.9%	3.8%	8.9%	26.6%	1.3%	29.1%	8.9%	13.9%	16.5%	69.6%	3.8%	100%
3月中 二輪車		0	0	0	0	0	1	0	5	3	9	0	9
	前年比	-1	±0	±0	-1	-1	±0	-1	-2	+3	-1	±0	-2
	構成率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	55.6%	33.3%	100.0%	0.0%	100%



港南警察署

(数値は4月1日現在の概数で、確定値ではありません。変更される場合があります。)

連続無火災表彰の実施について

1 該当自治会

大久保最戸連合町内会（会長 鈴木 渉）
5, 630 世帯

2 表彰概要

上記連合町内会は、令和 4 年 3 月 11 日から令和 5 年 3 月 10 日まで 365 日間、連続して無火災を達成したことから、「港南区安全安心まちづくり推進協議会 表彰要領」に基づき、区長名で感謝状を授与するものです。

3 表彰根拠

港南区安全安心まちづくり推進協議会 表彰要領

（別表）

連合自治会・町内会世帯数	連続無火災日数
5 千世帯未満	2 年間（730 日）
5 千世帯以上 1 万世帯未満	1 年間（365 日）
1 万世帯以上	半年間（180 日）

担当：港南消防署総務・予防課
予防担当 清水、長谷川
電話／FAX：045-844-0119

令和5年3月 火災・救急の概況

		港南区			横浜市			
		本年	前年同日 までの 累計	前年比	本年	前年同日 までの 累計	前年比	
火災	火災件数		6	13	-7	213	182	31
	種別	建物火災	4	11	-7	123	123	-
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	1	1	-	18	17	1
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	1	1	-	72	42	30
	損害程度	床面積(㎡)	47	40	7	1,767	1,829	-62
		死者(人)	1	-	1	4	7	-3
		負傷者(人)	6	3	3	28	30	-2
	主な原因	たばこ	2	1	1	36	31	5
配線器具		1	1	-	13	10	3	
マッチ・ライター		1	1	-	-	-	-	
火災以外		276	274	2	4,393	4,728	-335	

救急	救急件数		3,422	3,515	-93	57,899	57,588	311
	種別	急病	2,376	2,454	-78	40,821	40,611	210
		交通事故	101	96	5	2,037	2,012	25
		一般負傷	662	710	-48	10,700	10,559	141
		その他	283	255	28	4,341	4,406	-65
	出場形態	消防車+救急車の連携した件数	214	212	2	3,227	3,576	-349
ミニ消防車+救急車の連携した件数		68	60	8	1,627	1,304	323	

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～9月29日（金）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、港南消防署に御提出をお願いします。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または港南消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースの更新など器材の一部を更新することや自治会町内会が所有している初期消火箱を新たに器材（スタンドパイプ・台車）の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

4 お問合せ先

申請要件や書類等のお問合せは、港南消防署へご連絡ください。

電話 045（844）0119 港南消防署 総務・予防課予防担当あて



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

担当：港南消防署総務・予防課
予防担当 清水、長谷川
電話／FAX：045-844-0119

「よこはま防災 e-パーク」の創設について

時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」は、すでに市民利用を開始しています。

1 利用開始日

令和 5 年 4 月 12 日（水）

2 よこはま防災 e-パークの概要

(1) 目的

防火、防災、救急に関する知識を学び、市民一人ひとりがいざという時への備えを進めていただくことを目的としています。

(2) 学習方法

ウェブサイト上から自由に学習。

(3) 内容

「一般」、「子ども」、「地域防災」、「事業所」の 4 つのコースから御自身にあったコースを選択し、動画や確認テストを中心に学習することができます。

(4) 実技講習

「一般コース」の修了者のうち希望者に対して実技講習を開催します。

ア 実施場所：横浜市民防災センター（神奈川区沢渡 4-7）

イ 実施時期：6 月から月に 1 から 2 回程度実施

ウ 予約方法：一般コース終了後、ウェブサイト上（よこはま防災 e-パーク内）から予約

エ 主な内容：消火器の取扱い方法、AED の取扱い方法、水災害体験 など

3 御依頼事項

「よこはま防災 e-パーク」について、別添のチラシ（掲示板掲出用、後日配送）等を活用し、自治会・町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

また、自治会・町内会で行う防災研修等の機会に「よこはま防災 e-パーク」の動画等のコンテンツを是非ご活用ください。

なお、「よこはま防災 e-パーク」をさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の方に対してアンケートを実施します。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願い致します。

担当：港南消防署総務・予防課
予防係予防担当
清水、長谷川
電話／FAX：045-844-0119

いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

よこはま 防災e-パーク

ウェブサイト上で時間や場所にとらわれることなく、災害に備える知識を身近に学ぶことができます。

地震
対策

風水害
の備え

火災予防

応急
手当

令和5年4月利用開始！

★
1

一般・子ども・地域防災・事業所
4つのコースから自由に学習！

なるほど！



★
2

動画や確認テストなど充実した
コンテンツにより効果的に学習！

充実！
👍



★
3

修了証の発行及びご自身の受講状況の
確認が可能！



★
4

知識だけでなく、技術を習得したい方を
対象に実技講習を開催！



横浜市消防局予防部予防課

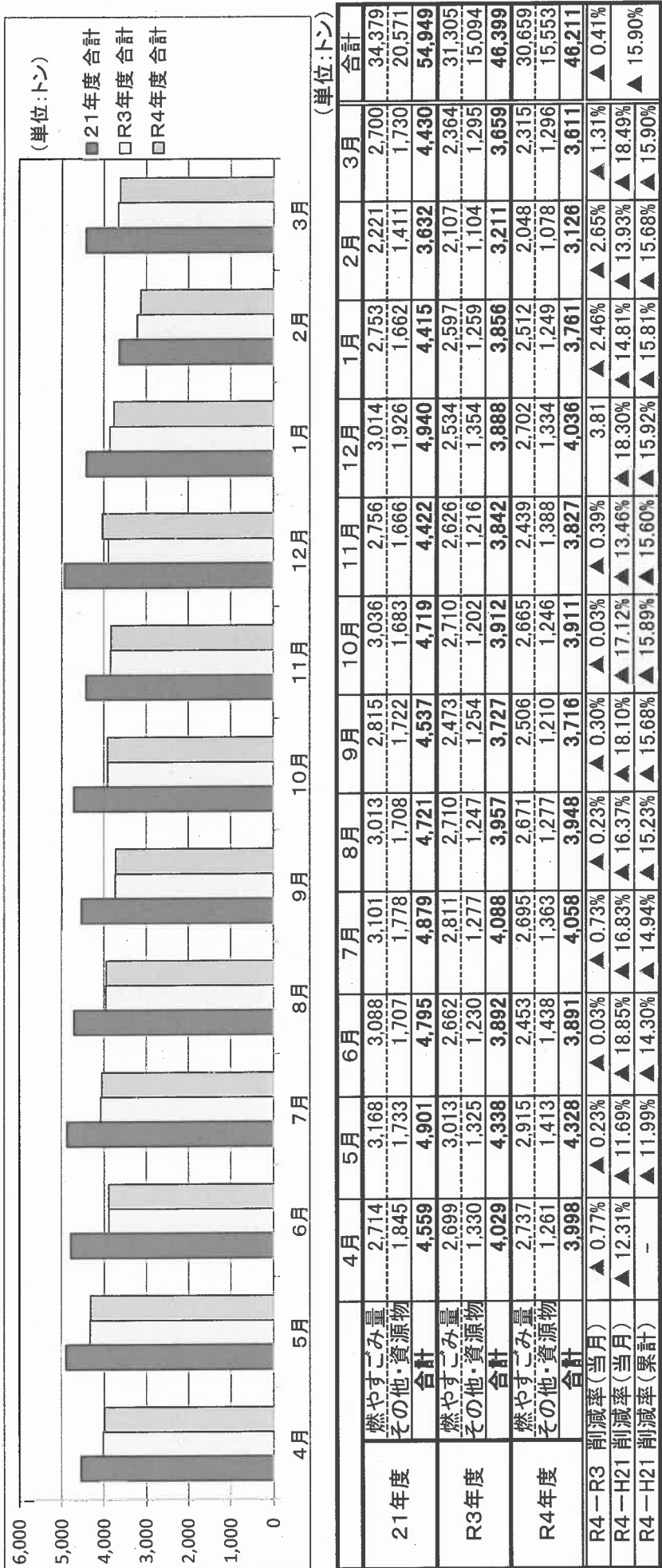
TEL : 045-334-6406

E-mail: sy-yobo@city.yokohama.jp

よこはま防災e-パーク



港南区 家庭からのごみと資源の総排出量推移



※ 数値は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。
※ 「ごみと資源の総量」とは・・・燃やすごみ、資源物、資源集団回収を合計したものです。
※ 令和4年度3月の「燃やすごみ量」及び1月～3月の「その他・資源物」の数値は確定していません。

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 5 年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和 5 年 7 月 31 日（月）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）**【主な提出書類】**

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第 3 号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28 年度から 4 年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5 年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和 5 年 4 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7 月 31 日まで	・ 補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 6 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の 10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和5年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150台に拡充します。

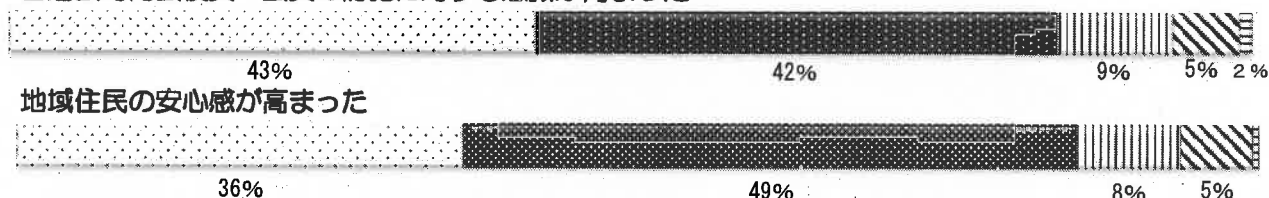
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



☐ そう思う ☒ どちらかというと思う ☐ どちらかというと思わない ☐ そう思わない ☐ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が **85%**、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が **85%**、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請
も受け付けています。
ぜひご活用ください！



横浜市民局地域防犯支援課
電話 671-3705
Fax 664-0734

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和5年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 200 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「**財産の処分制限期間（※注）**」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索

令和5年4月20日

自治会町内会長 各位

港南区役所地域振興課長

新任自治会町内会長等講習会の開催について

このたび、自治会町内会の新会長や役員に就任して間もない方々を対象に、自治会町内会活動に役立てていただくための講習会を次のとおり開催します。

参加を希望される方は、参加申込書にご記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みください。

1 開催日時

令和5年6月3日(土) 午後1時30分～午後4時

2 会 場

港南区役所 6階 会議室

3 内 容

第一部 自治会町内会活動について

地域の皆さんから問合せ・要望の多い事柄について、警察署や消防署から説明します。また、自治会町内会の役割や活動、発災時の対応などについて、区役所担当者が説明します。

第二部 現役自治会町内会長をまじえた意見交換会

経験のある会長からお話をいただいたり、疑問にお答えいただきます。

4 参加対象者

新任自治会町内会長及び自治会町内会の役員を務めている方

5 参加人数

各自治会町内会1～2名程度

6 申込期限

令和5年5月15日(月) 必着

※お申し込みいただいた後は、こちらからの案内はありません。

直接会場へお越しください。お申し込み後欠席される場合は御連絡ください。

<お申込・お問い合わせ>

〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号

港南区役所地域振興課地域運営推進係

電話 847-8391 FAX 842-8193

新任自治会町内会長等講習会参加申込書

自治会町内会名： _____

氏 名	役 職	連絡先 TEL・FAX

※会場の都合上、各自治会町内会1～2名程度でお願いします。

＜質問事項＞

自治会町内会活動についてわからないこと、不安なこと、地域の方々に相談されたことなど、なんでも結構です。ご記入ください。

- 申込み期限： 5月15日（月）
- 申 込 先：〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号
港南区役所地域振興課地域運営推進係
電話：847-8391 FAX：842-8193

新型コロナワクチン「令和 5 年春開始接種」について

令和 5 年 5 月 8 日（月）から、新たに新型コロナワクチン接種「令和 5 年春開始接種」が始まりますので、お知らせします。

1 接種対象等

(1) 接種対象者

初回接種^{※1}を完了し、前回接種後 3 か月以上経過した以下の方

- ① 65 歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方^{※2}、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64 歳）
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等

※1 初回接種は、生後 6 か月～4 歳は 1～3 回目接種、5 歳以上は 1・2 回目接種

※2 該当する基礎疾患は、4/7 記者発表資料の別紙「1. 基礎疾患の対象者」をご参照ください。

(2) 使用するワクチンの種類

- ・オミクロン株対応 2 価ワクチン
- ・武田社ワクチン（ノババックス）（従来株）

※ 5～11 歳の方は、5～11 歳用のオミクロン株対応 2 価ワクチンを使用します。

2 接種場所

市内の医療機関（個別接種）

※ 集団接種会場は設置しません。

3 接種開始日

令和 5 年 5 月 8 日（月）

4 接種券

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを 1 回接種済の方」または、
「令和 4 年 11 月 8 日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」

令和 5 年 4 月 24 日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※ 令和 5 年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9 月以降に実施予定の令和 5 年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

- (2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3 回目（緑）、4 回目（ピンク）、5 回目（紫））の使用が可能です。

5 予約方法・予約支援等

(1) 医療機関へ直接予約をする場合

かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

(2) 市の予約システムを利用して予約する場合

【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～

【予約方法】

市予約専用サイト（web）、市LINE 公式アカウント、予約センター（電話）、
FAX 予約（耳の不自由な方）、

予約代行（郵便局：市内 302 局予定、区役所ワクチン相談員）

【参考】「令和5年秋開始接種」について

- ・令和5年9月～12月には、「令和5年秋開始接種」を実施する予定です。
- ・初回接種を終了した5歳以上のすべての方が対象で、1回接種が可能です。
- ・高齢者等の重症化リスクの高い方等については、今回の「令和5年春開始接種」とは別に、「令和5年秋開始接種」でさらに1回接種が受けられます。
- ・使用するワクチンは、今後検討の上、国が決定します。決まり次第、お知らせします。

【注意】 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

お問合せ先

【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel：0120-045-070

【本資料について】

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel：045-671-4841

新型コロナウイルス「令和5年春開始接種」の開始について

国の通知(令和5年3月7日付け厚生労働省事務連絡)に基づき、「令和5年春開始接種」を開始します。

※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。

1 接種対象等(3月15日に記者発表済み)

(1) 接種対象者

初回接種^{※1}を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方^{※2}、その他重症化リスクが高いと医師が認める方(5～64歳)
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等(予防接種法の努力義務適用外)

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、別紙「1.基礎疾患の対象者」をご参照ください。

対象者数

約109万人(令和5年2月28日時点)

【内訳】①65歳以上の方：約87.6万人

②基礎疾患を有する方+③医療従事者、介護施設従事者等 約21万人(推計)

(2) 使用するワクチン

- ・オミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田社ワクチン(ノババックス)(従来株)

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用

2 接種体制

市内の医療機関(個別接種)

※ 集団接種会場は設置しません。

※ 施設接種は施設入所者等を対象に実施します。

3 接種開始日(3月15日に記者発表済み)

令和5年5月8日(月)

4 個別通知（接種券）

12歳以上の方の個別通知（接種券）の取扱いは、次のとおりです。

※ 5～11歳の方の個別通知（接種券）については、3月10日に記者発表済みです。

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、
「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」

令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※ 詳細は、別紙の「2. 個別通知の発送スケジュール」を参照ください。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

- (2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。小児（5～11歳）はオレンジ色の券です。

5 予約方法・予約支援等

- (1) 医療機関へ直接予約をする場合

かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

- (2) 市の予約システムを利用して予約する場合

【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～

【予約方法】

ア 市予約専用サイト(Web)【推奨】

URL: <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> (24時間受付可)



イ 市公式 LINE

「横浜市 LINE 公式アカウント」を友だち登録

※ LINE から予約アカウント情報を登録すると、予約専用サイト(Web)で予約できなくなります。



ウ 予約センター（電話）

電話番号：0120-045-112

（受付時間：午前9時～午後7時 土・日、祝・休日も実施）

エ FAX(耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用)

FAX 番号：045-550-4226

（受付時間：月～金曜日（土・日、祝・休日を除く）午前9時～午後7時）

オ 予約代行（郵便局・区役所ワクチン相談員）

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット（Web・LINE）での予約が困難な方を対象に、市内郵便局（一部を除く）や、区役所ワクチン相談員による予約代行を実施します。予約の際は、個別通知（接種券）をご用意ください。

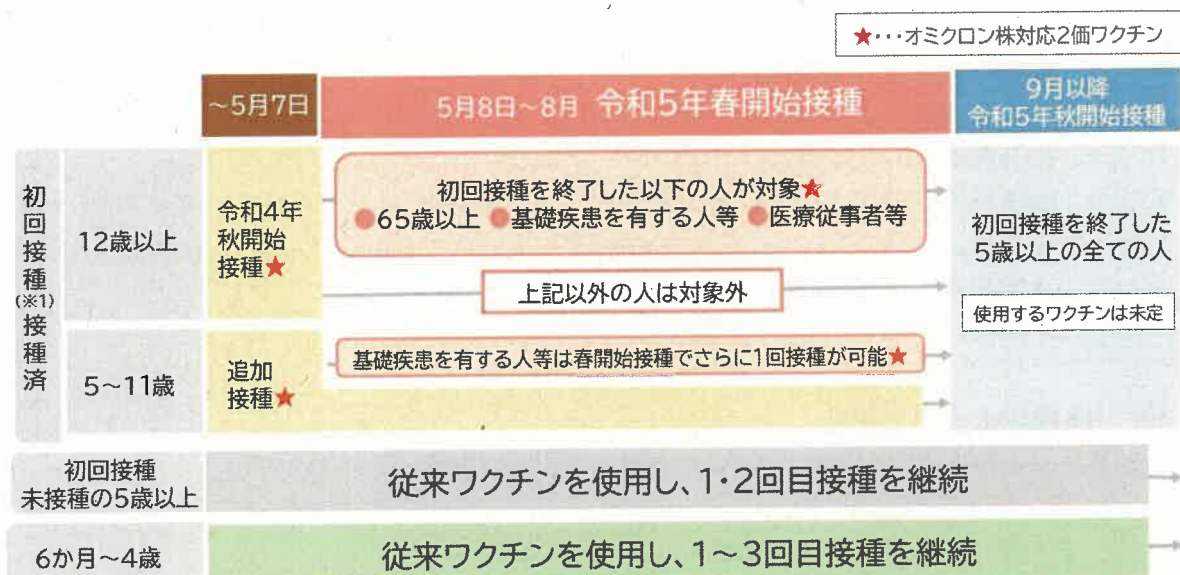
※ 予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関のみ受け付けます。

※ 詳細は、別紙「4. 予約代行」をご参照ください。

【参考】令和5年度の新型コロナワクチン接種について

- 令和5年秋開始接種(令和5年9月～12月)
追加接種可能な全ての年齢の方を対象として1回接種
- 令和5年春開始接種(令和5年5月8日～8月)
高齢者等の重症化リスクの高い方等については、「令和5年秋開始接種」とは別に、5月8日から開始する「令和5年春開始接種」で、さらに1回接種が受けられます。

※初回接種を完了した基礎疾患がない5～11歳の方が、まだオミクロン株対応2価ワクチンを1回も接種していない場合は、「令和4年秋開始接種」として、令和5年8月末までに1回接種できます。



出典：広報よこはま 2023 年 4 月号

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

【注意】令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種)は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

お問合せ先

1、3、5(2)エ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 三室 直樹 Tel 045-671-4841

2、5(1)

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 山村 太郎 Tel 045-671-4841

4、5(2)ウ、オ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 藤塚 万里子 Tel 045-671-4841

5(2)ア、イ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 奥津 直臣 Tel 045-671-4841

1. 基礎疾患の対象者

(1) 18歳未満の方の場合

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ア 慢性呼吸器疾患
- イ 慢性心疾患
- ウ 慢性腎疾患
- エ 神経疾患・神経筋疾患
- オ 血液疾患
- カ 糖尿病・代謝性疾患
- キ 悪性腫瘍
- ク 関節リウマチ・膠原病
- ケ 内分泌疾患
- コ 消化器疾患・肝疾患等
- サ 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- シ その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

(2) 18歳以上の方の場合

ア 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

イ 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

2. 個別通知(オミクロン株対応ワクチンによる4回目、5回目、6回目の接種券)の 発送スケジュール (目安)

発送時期 (目安)	年齢	発送する 接種券の回数	オミクロン株対応ワクチンの 前回接種日
令和5年4月24日 (月)	18歳以上	6回目	～令和4年12月31日
令和5年4月28日 (金)	18歳以上	6回目	令和5年1月1日～2月25日
	12歳以上	5回目	～令和4年10月31日
	64歳以下	4回目	
	65歳以上	5回目	～令和5年2月25日
		4回目	
令和5年5月8日 (月)	18歳以上	6回目	令和5年2月26日～3月1日
	12歳以上	5回目	令和4年11月1日
	64歳以下	4回目	～令和5年3月1日
	65歳以上	5回目	令和5年2月26日～3月1日
		4回目	

※ 令和5年3月2日以降に前回のワクチンを接種した方は、5月15日(月)週以降に、前回接種から3か月が経過する3週間前を目安に順次発送します。

※ 前回の接種を受けた日は、接種券用紙の右下の「予防接種済証(臨時)」で、ご確認ください。

※ ワクチン接種記録システム(VRS)に接種情報が登録されていない場合、接種券が発送できません。また、発送日の直前に登録されるなど、登録のタイミングによっては発送が遅れる場合があります。発送予定日から1週間以上過ぎても個別通知が届かない場合は、恐れ入りますが、発行の申請をお願いします。

3. 接種券を紛失・破棄した場合の接種方法

原則、接種券を再発行して、接種していただきます。

【再発行申請方法】(電子申請、郵送申請、コールセンター)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/saihakkou.html>

※ 詳細は、URLをご参照ください。

※ 申請から接種券の発送まで10営業日(土・日、祝・休日を除く)程度かかります。なお、申請が集中したときは、それ以上にお時間をいただくことがありますので、予めご承知おきください。

4. 予約代行

① 郵便局(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～7月31日(月) ※土・日、祝・休日を除く
受付時間	午前9時から午後5時まで※1
受付場所	市内郵便局(一部を除く) 302 か所※2
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。

※1 商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※2 次の4か所では予約の代行は行いません。

- ・神奈川郵便局(神奈川区)
- ・椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)
- ・横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)
- ・横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

② 区役所ワクチン相談員(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～ ※土・日、祝・休日を除く (令和5年春開始接種以外の予約代行等は現在も対応しています)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	18区全ての区役所
備考	予約代行のほか、直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。

令和4年度 第3回港南区協働による地域づくり推進協議会 開催報告

日 時	令和5年3月9日（木）午前 10 時から正午まで
場 所	港南区役所6階 601・602会議室
出席者	古屋会長、荻久保副会長、黒川副会長、若林委員、石川（正二）委員、小室委員、穂永委員、石川（彰子）委員、小館委員、塩田委員、植村委員（代理出席）、本間委員、稲村委員、須田委員、栗原委員
議 題	1. 今年度の各団体の活動実績及び来年度の活動の方向性について 2. その他

【協働による地域づくり推進協議会の概要】

区内の地域活動者や団体が、自治会町内会など身近な地域の中で連携できる関係を築き、地域での活動をより一層進めていくために、区内で活動する各団体の代表者と区役所と一緒に話し合い、情報を交換する場として、平成26年度から設置しています。

港南区連合町内会長連絡協議会 （古屋文雄 会長：下永谷）



今年度学び舎ひまわりが開校10周年を迎えたことを機に、企業の方を新たに受講生としてお迎えしました。また、協働による地域づくりの経緯や取組をまとめた記念誌「港南区協働による地域づくり10年のあゆみ」を発行しました。今後、人が変わっても協働による地域づくりの考えを引き継いでいけるのではないかと思います。来年度は、コロナ禍前と同様に活動出来ることを期待しています。コロナ禍で学んだ、人と直接会い、話をする事の大切さを今後の区連会でも大事にしていきたいと思います。

港南区社会福祉協議会 （荻久保頼則 会長：笹下）

区民の皆様と協働による地域づくりを進めるため、区役所・地域ケアプラザ等と連携しながら第4期港南区地域福祉保健計画（港南ひまわりプラン）を推進しました。また、地域情報や課題の共有・検討を行い、地域による地区別計画の推進を支援しました。地域活動の人材育成については、新たなボランティアの発掘と育成を目的に、区内のボランティアグループからの公募企画による講座や、セカンドライフ大学校等多様な講座を開催しました。



港南区民生委員児童委員協議会 （黒川曉博 会長：永野）



5月12日が民生委員の日ということで、区役所にて各地区の活動紹介パネル展を12日から18日まで実施しました。また、港南公会堂において、3年ぶりに「親子コンサート」を開催しました。来年度については、委員の3分の1が新人になりましたので、きめ細やかなアドバイスをする等して、活発に活動していきます。委員の充足率が91%なので、自治会等と協力しながら欠員の補充に努めていきます。

港南区地区社会福祉協議会分科会 （若林諭 会長：永谷）

ここ3年は「障害」をテーマに意見交換を行いました。今年度は11月を事業所訪問月間として各地区の事業所を訪問し、利用者・職員の方と地区社協、地域ケアプラザ、区社協との意見交換会を実施しました。利用者の方も地域とつながりたいという思いが強かったので、これから何ができるのかを考えていきます。来年度は、引き続き障害について意見交換するほか、子育ての問題についても話していきたいと思います。



港南区保健活動推進委員会 （石川正二 会長：ひぎり）



昨年度に引き続きWebを使って活動を周知しました。今年度は地域の体操教室「町ぐるみ健康づくり教室」を取り上げてWebに掲載しましたが、再生回数が少ないので、皆様に見えていただけるよう努めていきます。2月の活動報告会では、体操教室や健康講座等、ほとんどの地区が活発に行っていることが分かりました。来年度の方針として、「あなたも私も健康アクション5」、出来ることから始めようという考えで実施していきます。

港南区スポーツ推進委員連絡協議会 （小室俊博 会長：日野第一）

今年度は通常通り実施することができました。「港南ファジーバレーボール大会」、「港南区健康ランニング大会」は3年ぶりに実施しました。ファジーバレーボール大会では、審判等運営は全て私たちがやるので、9月に審判講習会を実施しました。健康ランニング大会では、約1,000名の選手が走り、来場者を合わせると約2,000名になりました。今年度はすべての催し物にアンケートを実施した結果、非常にたくさんの意見をいただいたので、次年度に活かしていきます。



港南区青少年指導員協議会 （穂永進 会長：日野第一）



今年度はほぼコロナ禍前の事業ができました。こうなん子どもゆめワールドでは、「チャレンジ・ザ・ゲーム」を実施し、こどもボランティアと共に1,000名以上の子どもたちが楽しみました。「全市統一行動キャンペーン活動」の啓発チラシについてはデザインを公募しており、今年度は南高校附属中学校の美術部から提供されたものを使用しました。軽スポーツやゲームで子どもたちが楽しむ「港南ひまわりピック」では、小中学校から数十名の応募がありますので、一緒に楽しみたいと思います。

港南区消費生活推進員の会 （石川彰子 会長：港南台）

3年ぶりのこうなん子どもゆめワールドでは、午前中に「フリーマーケット」、午後に子どもたちが楽しめる「エコ工作」を実施しました。各地域において、悪質商法の被害防止や消費生活に関する情報周知を目的とし、自治会町内会館、地域ケアプラザ、地域イベント等にて啓発活動を実施しました。また、「気づいてつなぐ」をテーマに高齢者の消費被害防止研修を実施予定です。動画でも配信しており、他の研修についても配信していけたらと思います。



港南区環境事業推進委員連絡協議会 （小館とく子 会長：永野）



コロナ禍の影響で活動は多くありませんでした。食品ロスが多いので、重点的にスーパー等で啓発活動を実施しました。また、集積場所に粗大ごみが多く出ているとの声をよく耳にするので、地区の会合でお知らせ・啓発をしています。食品ロス・プラスチック対策の講演会をしました。工場見学は出来ませんでしたが、県の防災センターを見学することができ、よい経験になりました。来年度については、引き続き食品ロスに対して重点的に取り組んでいきます。

港南区シルバークラブ連合会 （塩田良英 会長：野庭団地）

今年度は定期総会、高齢者福祉大会を開催できました。文化関係ではカラオケ大会、ことぶき作品展、健康づくり関係ではパタンク・ゲートボール大会等実施しました。やる前は少し心配でしたが、皆生き生きとしていました。高齢者ということあり、十分に気を付けてルールを守りながら活動していきます。来年度以降に活かすため、71のクラブの会長全員にアンケート調査を行っています。コロナをプラスにして、次のステップに進んでいきたいです。



港南区食生活等改善推進員会 （植村春美 副会長：永野）



活動に制限がある中、やれることはやろうという考えで活動してきました。公会堂で開催した市協議会の活動事例報告会では、港南区、緑区、金沢区の3区が発表しましたが、多くの方が集まり良い発表になりました。「高齢化により人材確保が大変なので、他団体との連携が必要」という金沢区の発表が印象に残りました。これからは活動の制限が緩やかになると思います。対面で調理方法等を教えるのが本来の活動なので、皆が楽しく出来るように地域の皆様にお知らせしていきます。

港南区商店街連合会 （本間泰輔 会長）

今年度はプレミアム商品券「ひまわり PAY」を実施しました。3,000 万円用意しましたが、即完売するなどとても良い企画になりました。デジタルスタンプラリーでは、港南区産の小松菜を参加者にプレゼントしました。港南区の商店街をよく知っていただけたと思います。こうなん子どもゆめワールドではひまわりを子どもたちを書いてもらい、絵画コンクールを実施しました。コロナ禍後、助け合いやつながりという意味では私共とコラボしやすいと思いますので、お声がけをお願いします。



港南区工業会 （稲村直之 会長）



今年度一番の大きなこととして、創立 40 周年記念事業を実施しました。記念講演として菅前総理にご講演いただき、その後祝賀会を実施するなど、久々に皆が集まった非常に良い会になりました。記念誌もその場で披露しました。今年度は企業として「学び舎ひまわり」に参加し、「目指せ頼れる地域密着事業」というマイプランを提案しました。来年度については、コロナ禍前に戻して事業を実施していきたいと思います。

港南保護司会 （須田次朗 会長）

社会を明るくする運動キャンペーン活動については、上大岡駅前を中心に中学生の応援による啓発活動を実施した他、今年度初めて「ホゴちゃんぬりえ」を実施し、区役所や港南公会堂等で展示しました。また、制度の変更に伴い、新人保護司を中心に能力向上のための研修を実施しています。来年度は今までできなかったことを振り返り、通常通り事業を実施出来るよう工夫していきたいと思います。



港南区役所 （栗原敏也 区長）



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保健所機能として総力を挙げて取り組む等、区民に明るく元気に活動してもらえるようコロナ対策を行ってきました。デジタル区役所のモデル区としては、「あったかデジタル港南」というスローガンのもと、子育て情報を SNS で発信する「子育て LINE サービス “with 港南”」等様々な取組を実施しました。また、3年に一度の区民意識調査を実施しましたので、調査結果を今後の区政に活かしてまいります。

【令和5年度の当協議会の開催方法について】

現状よりさらに充実した内容となるよう、また協働による地域づくりをさらに推進するため、港南区連合町内会長連絡協議会の意見交換会に、当協議会委員を加えて開催することとします。

開催回数は年2回、時期は7月と2月に開催します。

【古屋会長コメント】

意見を聞いてつながり合えば協働による地域づくりが進んでいくと思います。ご協力をお願いします。



当日の様子



令和4年度港南区元気な地域づくりフォーラム 開催報告

当日の様子を港南区ホームページから動画で閲覧可能です。どうぞご覧ください。

港南区元気な地域づくりフォーラム

検索

参考 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kyodo/forum-toppage.html



1 開催概要

- (1) 日 時 令和5年3月11日(土) 13時30分～15時30分
- (2) 会 場 港南公会堂 ホール
- (3) 主 催 港南区連合町内会長連絡協議会 港南区社会福祉協議会 港南区役所
- (4) 来場者数 241名(登壇者、従事者含む)

2 開催プログラムと当日の様子

1 記念誌「港南区協働による地域づくり10年のあゆみ」紹介動画上映

2 開会挨拶

港南区長 栗原 敏也



3 令和4年度協働による地域づくり活動報告

港南区社会福祉協議会 会長 荻久保 頼則



4 地域の活動事例紹介 ナビゲーター 港南区役所区政推進課地域力推進担当 長尾佳代子

事例1 3つの団体が協働で秋のイベントを集中開催

日野南連合自治会・日野南地区社会福祉協議会・日野南小おやじの会

日野南連合自治会 事務局長 西村 カさん 日野南小おやじの会 泉 康弘さん

事例2 現実をイメージした防災訓練の実施

芹が谷中学校地域防災拠点運営委員会 委員長 若林 諭さん

事例3 ICTの導入を機に体操教室を再開

日野清風苑町内会(日野第一地区)会長 小室 俊博さん

事例4 新しい老人会活動を目指す『ささげ台マルシェ』の活動

笹下台団地自治会(笹下地区)笹寿会 前会長 岡田 正紀さん



地域の活動事例紹介（日野清風苑町内会）では、ZOOMで会場と町内会館を中継



5 港南区社会を明るくする運動作文コンテスト 作品発表

日野南小学校6年 木暮 結花 さん



6 アンサンブルチャオ コンサート 「街のアドバイザー」によるパフォーマンス



7 令和5年度協働による地域づくりの取組の方向性について

港南区連合町内会長連絡協議会 会長 古屋 文雄



令和5年度取組の方向性



会場の様子

令和4年度 港南区元気な地域づくりフォーラム 来場者アンケート集計結果

アンケート回収数 134件

本日のフォーラムの内容はいかがでしたか？

大変よかった	60件	45%
よかった	72件	54%
ややよくなかった	2件	1%
よくなかった	0件	0%

ご意見・ご感想など（抜粋）

全体の感想

- ・具体的な内容でよかった。参考にしたい事例が多く、町内会でも生かしていきたいと思う。
- ・どの活動も多くの人のお話し合いを重ねて実施されたもので、人と人とのつながりが大事だと思った。
- ・地域の活動が難しい昨今、こんな頑張りが大きな力になるのだと実感した。
- ・成功のみの発表ではなく、問題点や今後の目標なども発表していただき参考になった。
- ・各町会の行事等がわかったし、役員の方々や町内会の皆様の参加がとてもすばらしいと思った。
このフォーラムのPRをもっとやったほうがいいと思う。
- ・内容は良かったがスライドの写真が暗くて見にくかった。会場内の照明及びスライド写真の調整が必要だと思った。

地域事例紹介

- ・3つのイベントを集中開催、よい取組だと思う。それぞれの立場を活かして運営し、実施することは、自分たちの自治会でも出来たらいいと思った。
- ・地域防災拠点と住民支えあいの融合に特に興味がわいた。また中学生に応援してもらい、誰でも拠点の運営が出来るようになればいいと思う。
- ・ICTの活用によるメリットや費用の問題があることが分かった。また導入するソフトをどのようなものにするかを十分に検討することが必要だと思った。
- ・笹下台の発表の、老人会活動に一石を投じる新しい理念に感銘を受けた。自立と支援の両立、老人の方から青年のほうに歩み寄るとの発言にその通りだと思った。

社会を明るくする運動 作品発表

- ・作文発表がとても立派で素敵だった。発表者の将来が楽しみ。（多数）
- ・作文の朗読を聞き、子どもの頃の想像が大切と感じた。考える力を育てていく社会を作ることには私たちの大人の役割だと思う。
- ・地域でつながることで1人ではない、相談してもいいんだと思えることがとても大切と感じた。

アンサンブルチャオ コンサート

- ・とてもよかった。楽しいひと時で、癒された。（多数）
- ・せっかくの連弾、モニター投影もあるので手元にカメラがあればよかった。
- ・映画音楽の演奏の時など、後ろの壁に映像を映すとよかった。
- ・ピアノ演奏は良かったが少し長かった。

1 自分たちが暮らす地域に
愛着を持ち、次世代につなげる
「ふるさと港南」を実感している。

令和5年度
港南区

協働による 地域づくり 取組の方向性

2 超高齢社会の中でも
一人ひとりが元気に
暮らせるまちに
なっている。

3 向こう三軒両隣に
「お互いさま」の関係ができ、
「安全で誰もが安心して
暮らせるまち」に
なっている。

4 地域と行政が一緒になって、
より良い地域づくりの
実現に向け協働の取組が
進んでいる。

港南区では、平成26年3月に
「私たちが目指す港南区の姿(4つの目標像)」を掲げ、
それに向けて自治会町内会など地域で活動する団体、
関係機関、事業者、学校、区役所等が協働して
様々な取組が進められています。
その取組の次年度の方針は、毎年開催している
「港南区元気な地域づくりフォーラム」
において発表しています。

地域でつながりを強めるための取組方針

新型コロナウイルス感染症により地域活動は様々な影響を受けましたが、
地域のつながりの大切さを再確認したり、地域活動を工夫するきっかけにもなりました。
この経験を今後の地域活動に活かしながら、「愛あふれる♡ふるさと港南に」を育てていきましょう。

感染対策をしながら取り組みましょう



マスク着用



換気



検温



人との距離の確保



消毒や手洗い



ワクチン接種

地域でつながりを強めるための取組方針

1 活動者同士の顔の見える関係づくりを継続させましょう!



状況に合った、効果的な方法で地域の情報共有を図ります。



集まるときは感染対策を行います。

2 一人ひとりができる範囲で地域のためにできることをしましょう!



隣近所の変化を気にかけて、相談につなげます。



助け合い活動を継続させましょう。



天ぷら油(廃食油)の回収

続けられる環境活動に取り組めます。



防犯パトロールなどで地域へ防犯の呼びかけをします。



「あいさつ」や「声かけ」により見守り・支えあいの輪を広げます。



地域や家庭での災害対策を進めます。

家庭での災害への備え



災害時要援護者支援



河川クリーンアップなどの清掃活動

3 区民・企業・行政等が一緒になってそれぞれの役割を考え共に取り組みましょう!



学び舎ひまわり(地域づくり大学校)



協働による地域づくり推進協議会

地区連合町内会会長 各位

自治会町内会会長 各位

地区社会福祉協議会会長 各位

港南区地域力推進担当課長

港南区地域振興課長

「補助金申請の手引き」の更新について（依頼）

地区連合町内会をはじめとする様々な地域活動団体への補助制度について、一部内容の変更がありました。つきましては、地域で御活用いただいている「補助金申請の手引き」（赤色のフラットファイル）の該当ページについて、最新版への更新をお願いします。

なお、「補助金申請の手引き」がお手元にない場合は、区政推進課地域力推進担当まで御連絡ください。

また、補助金の申請等の締切を変更しているものもありますので、御不明点は各担当までお問い合わせください。

《変更箇所 一覧》

ページ	名 称
15	地域活動推進費補助事業
18	地域活動 I C T 導入補助金
20	地域防犯灯維持管理費補助事業
21	地域防犯活動補助事業
22	「町の防災組織」活動費補助事業
24	うるおいのある美しい街づくり事業（地域美化活動支援事業）
25	うるおいのある美しい街づくり事業（フラワーサポーター支援事業）

ページ	名 称
26	港南ひまわりプラン 応援補助金
27	「広報よこはま」・「県のたより」・「ヨコハマ議会だより」配布謝金

※上記変更に伴い、目次・進捗状況チェック表該当ページも差替えになります。

【補助金申請の手引き（令和5年度更新版）をホームページに掲載しました】

令和5年度更新版から、補助金申請の手引きを区のホームページに掲載しております。下記二次元バーコードからご覧いただけますので、ご活用ください。



その他検索方法

- 1：Google 等検索サイトで「港南区 協働・支援」で検索し、「協働・支援 - 港南区 - 横浜市」にアクセス。
- 2：一番上にある「補助金申請の手引き」のページからダウンロードいただけます。

問合せ先：港南区区政推進課地域力推進担当 柴田、松本

電話：847-8383 F A X：841-7030

Eメール：kn-chiiki@city.yokohama.jp

補助金申請の手引き



平成23年度作成
(令和5年度更新版)

横浜市港南区役所

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
1	市民活動・ 地域活動	地域活動推進費 補助事業	P15	○	○		公益的活動等に対して、 補助金を交付 ●『(対象経費-12万 円)×3分の1+12万 円』と『加入世帯×170円 +17万円』を比較して低 い方の金額【連合】 ●『対象経費×3分の1』 と『加入世帯×700円』を 比較して低い方の金額【単 会】	地域振興課 地域運営推進 係 ☎847- 8391・ 8392
2	市民活動・ 地域活動	自治会・町内会館 整備費補助事業	P16	○	○		自治会・町内会館の整 備に対して補助 ●【新築・購入】上限 1,200万円ほか(対象 整備費の2分の1補助) ●【修繕】上限200万 円(対象整備費の2分の 1補助)	地域振興課 地域運営推進 係 ☎847- 8391・ 8392
3	市民活動・ 地域活動	地域力アップ補助金	P17	○		○	地域の様々な課題解決 に向けた自主的な取組や 地域の新しい魅力創出の 取組の企画・運営、気軽 に参加できる新しい取組 への挑戦、これらを広く 周知する広報活動等にか かる経費を補助 ●限度額12万円(対象 経費の10分の9補助)	区政推進課 地域力推進担 当 ☎847- 8383
4	市民活動・ 地域活動	地域活動ICT導入補助金	P18	○	○		ICT機器の導入・活用 によって地域の絆をつな ぎ、地域活動の継続と活 性化を図る経費を補助 ●上限10万円(対象経 費の10分の9補助)	区政推進課 地域力推進担 当 ☎847- 8383
5	こども・ 青少年	地域で育てこどもたち事業	P19	○			当該地域在住・在学の 小中学生を対象に夢や目 標を伝える講演会や体験 活動に対して交付 ●上限5万円	地域振興課 青少年育成係 ☎847- 8396

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「レ点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

地域活動推進費補助事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付	実績報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き※	
								※余剰金があれば	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
自治会・町内会館整備費補助事業	確認欄	【前年度】事前申請	総会の議決・承認等	申請書類の提出	交付決定	工事請負契約等	完了報告書の提出	補助金交付	【次年度】総会にて収支報告
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
地域力アップ補助金	確認欄	交付申請書の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付	活動の実施	実績報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
地域活動ICT導入事業	確認欄	交付申請書の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付	活動の実施	実績報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
こどもたち育て地域事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	交付請求書の提出	交付金交付	事業の実施	活動報告書の提出	余剰金返還手続き	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
6	防犯・防災	地域防犯灯維持管理費補助事業	P20		○		自治会町内会が所有している防犯灯の維持管理費に対して補助 ●1灯につき年額2,200円	地域振興課 地域運営推進係 ☎847-8391・8392
7	防犯・防災	地域防犯活動補助事業	P21		○	○	自主的な地域防犯活動を行う組織・団体等に対して補助金を交付 ●上限4万円(対象経費の2分の1補助)	地域振興課 地域運営推進係 ☎847-8391
8	防犯・防災	「町の防災組織」活動費補助事業	P22		○		自主的な防災活動に対して活動費等を交付 ●申請世帯数×160円	総務課 庶務係 ☎847-8315
9	環境	資源集団回収促進事業	P23		○	○	資源集団回収を実施する登録団体に対して奨励金を交付 ●一律1kg3円	資源循環局 港南事務所 ☎832-0135
10	環境	うるおいのある美しい街づくり事業 (地域美化活動支援事業)	P24	○			地区連合町内会が行う美化活動に対して補助金を交付 ●上限6万円	地域振興課 資源化推進担当 ☎847-8398

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

防犯灯維持管理費補助事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	交付請求書の提出	補助金交付				
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日				
地域防犯活動補助事業	確認欄	申請書類の提出	交付決定	請求書の提出	補助金交付	実績報告書の提出	確定通知	余剰金返還手続き※	
								※余剰金があれば	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
活動費補助事業「町の防災組織」	確認欄	交付申請書の提出	交付決定	請求書の提出	補助金交付	活動実績報告書の提出	余剰金返還手続き		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
資源集団回収促進事業	確認欄	資源回収業者と契約	実施団体の登録	登録通知の送付	回収の実施	奨励金申請書の送付	奨励金の送付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
美しい街づくり事業（地域美化活動）	確認欄	申請書類の提出	交付決定	請求書の提出	補助金交付	実績報告書の提出			
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
11	環境	うるおいのある美しい街 づくり事業 (フラワーサポーター支援事業)	P25			○	港南区に活動拠点を置き、年間を通じて継続的な活動を行っている団体が行う花や緑の維持管理に対して補助金を交付 ●上限5万円	地域振興課 資源化推進担当 ☎847-8398
12	福祉活動	港南ひまわりプラン 応援補助金	P26		○	○	第4期港南ひまわりプラン12の取組に沿った取組や活動に対して補助金を交付 ●上限10万円	福祉保健課 事業企画担当 ☎847-8441
13	その他	「広報よこはま」 「県のたより」「ヨコハマ議会だより」配布謝金	P27		○	○	「広報よこはま」・「県のたより」・「ヨコハマ議会だより」の配布に対して謝金を交付 ●「広報よこはま」 配布部数×1部あたり9円 ●「県のたより」 配布部数×1部あたり8円 ●「ヨコハマ議会だより」 配布部数×1部あたり4円	区政推進課 広報相談係 ☎847-8321
14		削除						
15		削除						

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

（美しい街づくり事業） （フラワーサポーター）	確認欄	申請書類の提出	交付決定	請求書の提出	補助金の交付	実績報告書の提出	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
港南ひまわりプラン 応援補助金	確認欄	申請書類の提出	審査結果通知	請求書の提出	補助金の交付	実績報告書の提出	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
「ヨコハマ議会だより」 配布謝金	確認欄	広報紙の配送	広報紙の配布	配布部数の確認	配布謝金の交付		
	提出日・完了日等	月1回	月1回	月 日	月 日		
削除							
削除							

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
16	社会福祉協議会	共同募金港南区だより 配布手数料	P30		○		「共同募金港南区だより」の配布に対して手数料を交付 ●加入世帯×1部あたり2円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
17	社会福祉協議会	日赤会費(募金) 募集協力事務費 ※単会向け	P31		○		日赤会費(募金)実績のある自治会町内会に対し交付 ●会費(募金)実績の5%	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
18	社会福祉協議会	日赤会費(募金) 募集協力事務費 ※連合向け	P32	○			日赤会費(募金)募集経費として地区連合町内会に対し交付 ●一律10,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
19	社会福祉協議会	日赤社旨普及費	P33	○			日赤社旨普及に関する事業に協力いただく地区連合町内会に対し交付 ●一律15,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
20	社会福祉協議会	地域福祉活動費(日赤)	P34	○			地域における福祉活動を行う地区連合町内会に対し交付 ●一律20,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

共同募金港南区だより配布手数料	確認欄	広報紙の配送	共同募金港南区だよりの配布	振込先の確認	配布手数料交付	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	
日赤会費(募金)募集協力 ※単会向け	確認欄	会費(募金)募集依頼	会費(募金)の募集	会費(募金)の提出	振込先の確認	協力事務費交付
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
日赤会費(募金)募集協力 ※連合向け	確認欄	請求書送付	請求書返送	協力事務費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
日赤社普及費	確認欄	請求書送付	請求書返送	社普及費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
地域福祉活動費(日赤)	確認欄	請求書送付	請求書返送	地域福祉活動費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
21	社会福祉協議会	社会を明るくする運動 協力者育成費	P35	○			社会を明るくする運動 の協力者を育成する地区 連合町内会に対し交付 ●一律5,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256 
22	社会福祉協議会	社会を明るくする運動 ミニ集会 開催助成金	P36	○			青少年の非行防止に関 する集会を実施する地区 連合町内会に対し交付 ●一律10,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256 
23	社会福祉協議会	地区社協活動費 (世帯賛助会費還元金)	P37			○	地区社協の活動費とし て世帯賛助会費を還元金 として交付 ●前年度賛助会費実績の 20%	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256 
24	社会福祉協議会	地区社協活動費 (活動費 横浜市社協)	P38			○	地区社協の活動費とし て横浜市社協より交付 ●一律50,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256 
25	社会福祉協議会	地区社協活動費 (運営費 港南区社協)	P39			○	地区社協の運営費とし て港南区社協より交付 ●一律250,000円	港南区社会 福祉協議会 ☎841- 0256 

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「し点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

社会を明るくする運動 協力者育成費	確認欄	請求書送付	請求書を返送	協力者育成費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
社会を明るくする運動 集会所開催助成金	確認欄	申請書類・請求書送付	報告書・請求書を返送	開催助成金交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(世帯地区) 地区社会協活動費 助成金還元金	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	還元金交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(活動地区) 地区社会協活動費 横浜市社協	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	活動費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(運営地区) 地区社会協活動費 港南区社協	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	運営費交付第1期	運営費交付第2期	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	

目次

(制度の詳細については各掲載ページをご覧ください)

No.	分野	制度名称	掲載ページ	対 象			内 容	問い合わせ先
				地区連合 町内会	(単会) 自治会 町内会	その他の 地域団体		
26	社会福祉協議会	地区社協活動費 (福祉ネットワーク事業)	P40			○	地区社協の活動（ボランティアセンター事業） に対し交付 ●上限100,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
27	社会福祉協議会	地区社協活動費 (事業助成)	P41			○	港南区社協が指定する取り組みに対し、費用の一部を交付 ●1エリア3,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 
28	社会福祉協議会	地区社協活動費 (新規事業)	P42			○	地区社協の活動に対し、特に必要な経費・運営費を交付 ①継続的な新規事業 ●100,000円	港南区社会福祉協議会 ☎841-0256 

進捗状況チェック表

(※必要に応じてご使用ください)

- ① 申請者が行う手続きは網掛け部分です
② 確認欄は「点」「済」「@」又はメモ等にご利用ください

(福祉ネットワーク) 地区社協活動費	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	活動費交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(事業助成) 地区社協活動費	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	助成金交付		
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日		
(新規事業) 地区社協活動費	確認欄	定例会にて申請書類配布	申請書類の提出	審査	運営費交付	
	提出日・完了日等	月 日	月 日	月 日	月 日	

地域活動推進費補助事業

～地域の活動を応援します～

この事業では、住みよい街をつくるために地域課題の解決に取り組む、自治会町内会等へ活動費の補助を行っています。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会、自治会町内会

【2】対象となる取組み

- ◆ 対象団体が実施する公益的な活動（環境美化、防災、防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会館維持管理費、事務費、委託費 等



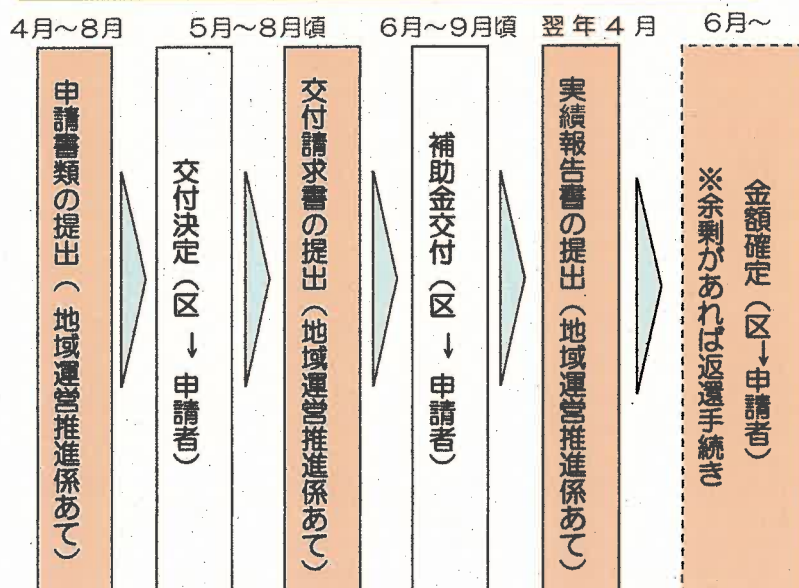
盆踊りの様子

【3】交付金額・対象経費

	A	B	交付金額
地区連合 町内会	(補助対象経費 - 12万円) × 3分の1 + 12万円	加入世帯数※ × 170円 + 17万円	A、Bを比較して 低い方の金額
自治会 町内会	補助対象経費 × 3分の1	加入世帯数※ × 700円	

※世帯数の基準日は4月1日

【4】事業の流れ（防犯灯維持管理費と同時申請、同時進行）



● 問い合わせ先
港南区地域振興課
地域運営推進係
電話 847-8391・
8392



【5】振込名について

- ◆ ヨコハマシコウナンク61
と記帳されます。

地域活動 ICT 導入補助金

～地域の ICT 導入を応援します～

この補助金は、新しい生活様式の中にあって ICT の導入・活用によって地域の絆をつなぎ、地域活動の継続と活性化を図る取組に対して、経費の一部を補助します。ただし、申込が多い場合に期限より早く募集を締切場合があります。

【1】対象となる団体

港南区内の地区連合町内会と自治会町内会

※申請は 1 団体あたり 1 回限りとなります。

【2】対象となる取組

新しい生活様式を取り入れ、より効率的・効果的な地域活動に関する事務を行うために必要な手法としての ICT を導入する取組

【3】補助金額・補助対象経費

補助限度額	補助率
10 万円	補助対象経費の 10 分の 9

◆補助対象経費

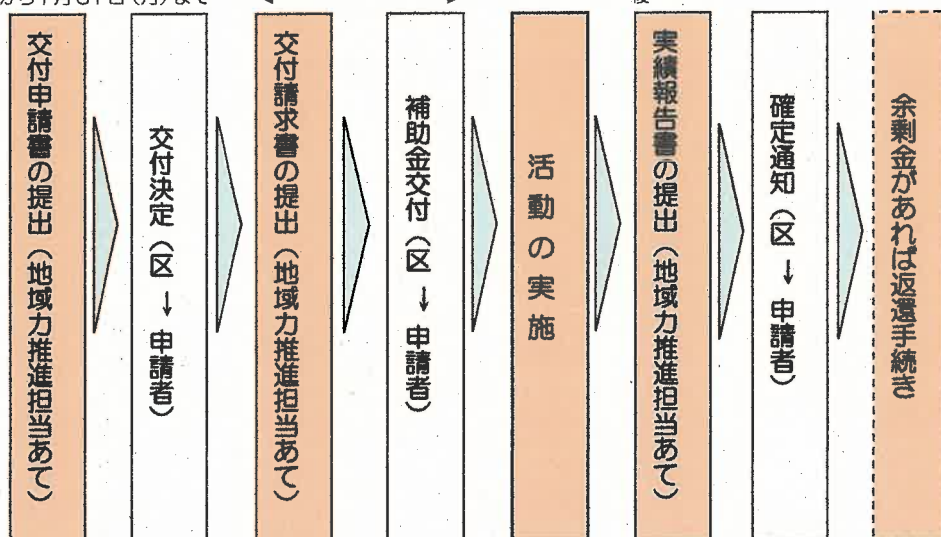
費目	内容
機器導入	PC、タブレット等とその付属品 通信に必要な機材（ルーター、ケーブル、WEBカメラ、ヘッドセット、マイク等）
インターネット接続工事	インターネット回線敷設に伴う初期工事費用
ソフトウェア	オンラインコミュニケーションに必要なソフトウェア
セキュリティ対策	セキュリティ対策ソフト（初回のみ。継続使用経費は除く） セキュリティワイヤー等
WEBサイト構築・改修	WEBサイト構築・改修にかかる費用
その他	区長が特に認めた経費

【4】事業の流れ

申請受付は6月1日（木）
から7月31日（月）まで

約1か月

事業終了
後



● 問い合わせ先
港南区区政推進課
地域力推進担当
電話 847 -



【5】振込名について

◆「ヨコハマシコウナン
クア7」と記帳されます。

※申請・相談にお越しの際は、事前に地域力推進担当まで御連絡ください。

地域防犯灯維持管理費補助事業

～地域の夜間防犯・歩行者の通行安全を支援します～

この事業では、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図るため、自治会町内会が管理している地域防犯灯の維持管理に要する経費の一部を補助しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会

【2】対象となる防犯灯

- ◆ 夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、不特定多数の市民が通行する道路・通路を照らしているもので、

- ① 自治会町内会が所有し、かつ、維持管理しているもの
- ② 自治会町内会の所有となっていないものについては、自治会町内会が維持管理し、要する経費を負担しているもの



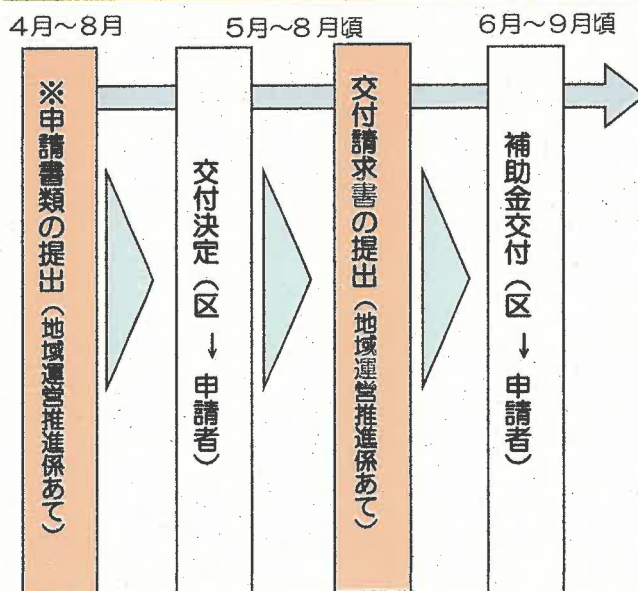
地域防犯灯

【対象外】駐車場、駐輪場、団地・マンション敷地内の住民のための照明 等

【3】補助金額等

本数基準日	補助金額
4月1日	1灯につき年額2,200円

【4】事業の流れ（地域活動推進費と同時申請、同時進行）



※申請時添付資料

- (1) 町内会等名義の4月分電気料金領収証の写し
又は支払証明書の写し
 - (2) 4月分電気料金集約分内訳表の写し
 - (3) 地域防犯灯数を特定する必要がある場合は、地域防犯灯の位置図
- (1)、(2)は東京電力エナジーパートナー株式会社が発行する書類です。

【5】振込名について

- ◆ 「ヨコハマシコウナンク61」と記帳されます。

● 問い合わせ先
港南区地域振興課
地域運営推進係
電話 847-8391・
8392



地域防犯活動補助事業

～地域の防犯活動を応援します～

この事業では、地域住民を中心とした組織・団体等が行う地域防犯活動の取り組みを支援し、安全で安心なまちづくりを推進しています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会
- ◆ 自主防犯活動実施団体

【2】対象となる取組み

- ◆ 防犯パトロール活動
 - ・・・(防犯パトロール活動のための物品、被服、お茶の購入 等)
- ◆ 防犯設備や防犯環境の点検・診断活動
- ◆ 防犯設備の普及活動 ※ただし、防犯灯の整備・修理・撤去を除く
- ◆ 防犯啓発・広報活動
 - ・・・(防犯講座の開催、啓発チラシやポスター作成、のぼり旗・回覧の作成 等)



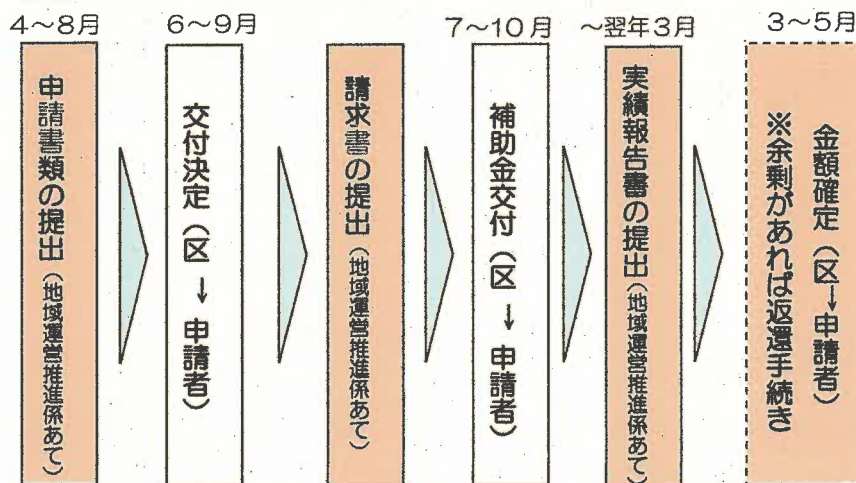
過去の事業一例

【3】補助金額・補助対象経費

区分	補助金額
新規申請	補助対象経費の2分の1 (上限額4万円) ※1,000円未満切捨て
前年度からの継続申請	

- ◆ 消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、食料費(お茶代) 等

【4】事業の流れ



- 問い合わせ先
港南区地域振興課
地域運営推進係
電話 847-8391



【5】振込名について

- ◆ 「ヨコハマシコウナンク77」と記帳されます。

「町の防災組織」活動費補助事業

～あなたの町の防災活動を支援します～

この事業では、自治会町内会等が組織している「町の防災組織」が行う自主防災活動に補助金を交付します。

【1】対象となる団体

- ◆ 「町の防災組織」を結成している自治会町内会等

【2】対象となる活動

- ◆ 「町の防災組織」が自主的に行う次のような防災活動

対象活動：防災訓練、備蓄食料・防災資機材等の購入、防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催、防災マニュアル・防災マップの作成 等

※令和2年度からマスクなどの感染症対策物品の備蓄も補助対象となりました。



防災訓練の様子

【3】交付金額

- ◆ 交付金額： $\text{申請世帯数}(\times) \times 160 \text{ 円}$

(※) 4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数

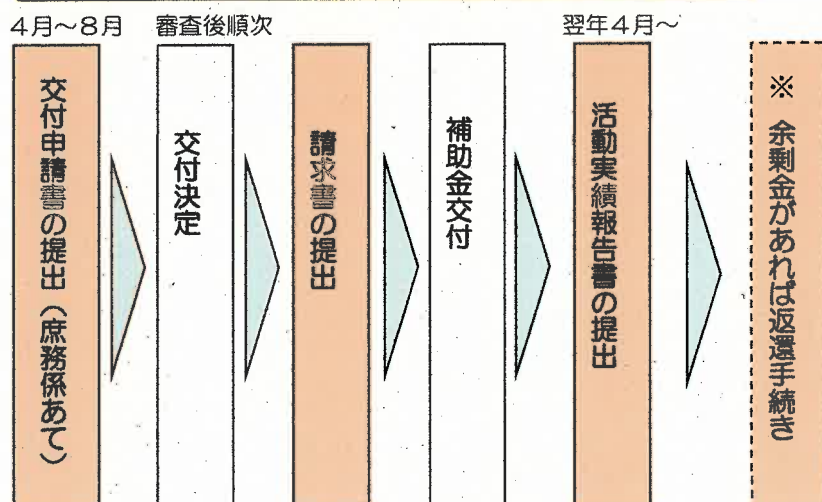
訓練等に参加する自治会町内会等に参加していない世帯数

合计数

*「広報よこはま4月号」の配布部数が上限です。

(ただし、4月1日現在の加入世帯数が配布部数を上回る場合は加入世帯数とする。)

【4】補助金交付の流れ



【5】振込名について

- ◆ 「ヨコハマシコウナンク01」と記帳されます。

● 問い合わせ先
港南区総務課庶務係
電話 847-8315



うるおいのある美しい街づくり事業

(地域美化活動支援事業)

この事業では、地域の自主的な美化活動について補助金を交付することにより、各地域の特性に応じた効果的な活動を推進します。

【1】対象となる団体

- ◆ 地区連合町内会

【2】対象となる取組み

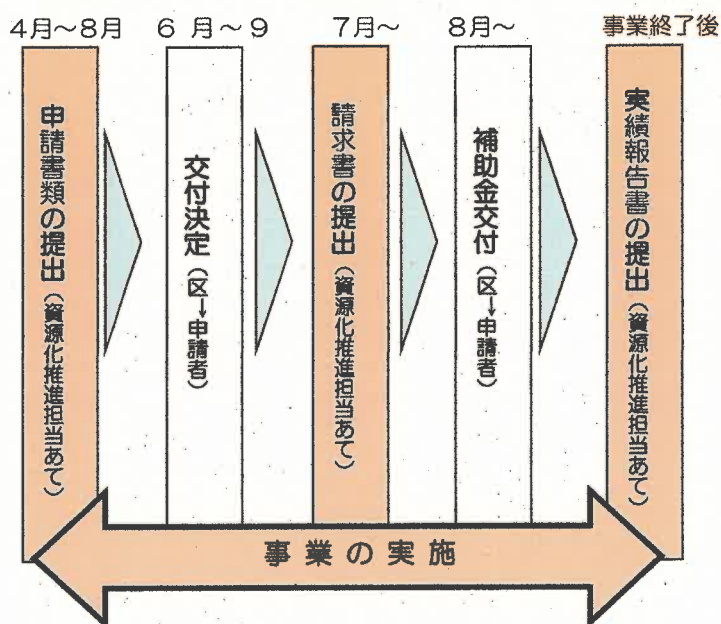
- ◆ 地域清掃活動に関すること
- ◆ 花と緑の普及活動に関すること

【3】交付金額・対象経費

- ◆ 上限6万円

- ◆ 報償費、旅費、消耗品費、食糧費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 他

【4】事業の流れ



クリーンアップの様子



- 問い合わせ先
港南区地域振興課
資源化推進担当
電話 847-8398



【5】振込名について

- ◆ 「ヨコハマシコウナンク77」と記帳されます。

うるおいのある美しい街づくり事業

(フラワーサポーター支援事業)

この事業では、港南区民が愛着を持ち、ふるさととして誇れる街をつくるため、花や緑を活用した美しい街並みづくりを継続的に行う団体に対し活動補助を行っています。

【1】対象となる団体

- ◆ 港南区内に活動の拠点を置き、年間を通じて地域の広い範囲で継続的な活動を行っている団体

【2】対象となる取組み

- ◆ 公的空間で不特定の区民が鑑賞できる場所での、花や緑の植栽及びその維持管理など

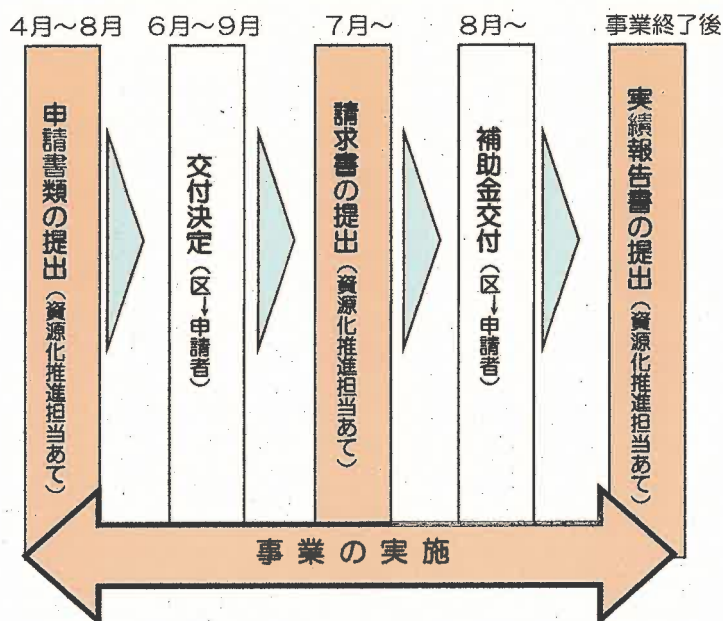


花植えの様子

【3】交付金額・対象経費

- ◆ 上限5万円
- ◆ 旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料 他

【4】事業の流れ



● 問い合わせ先
港南区地域振興課
資源化推進担当
電話 847-8398



【5】振込名について

- ◆ 「ヨコハマシコウナンク77」と記帳されます。

港南ひまわりプラン 応援補助金

～第4期港南ひまわりプラン 12 の取組に沿った取組を支援します～

この事業では、港南ひまわりプランを進めていくため、【12 の取組】に沿った取組や活動に対して、補助金を交付し、取組・活動を応援します。

【1】対象となる団体

- ◆ 区内で継続的な活動を行う任意の市民団体、NPO法人等
(連合自治会町内会、地区社会福祉協議会を除きます)
(交付年限は1団体につき上限3回まで申請が可能です)

【2】対象となる取組

- ◆ 第4期港南ひまわりプラン【12 の取組】に沿っており、新規に実施する取組
※ここで言う新規とは、令和3年3月末時点で活動開始から3年以内の取組です。
※当該年度から始める取組を含みます。



港南ひまわりプラン
推進キャラクター
こなちゃん

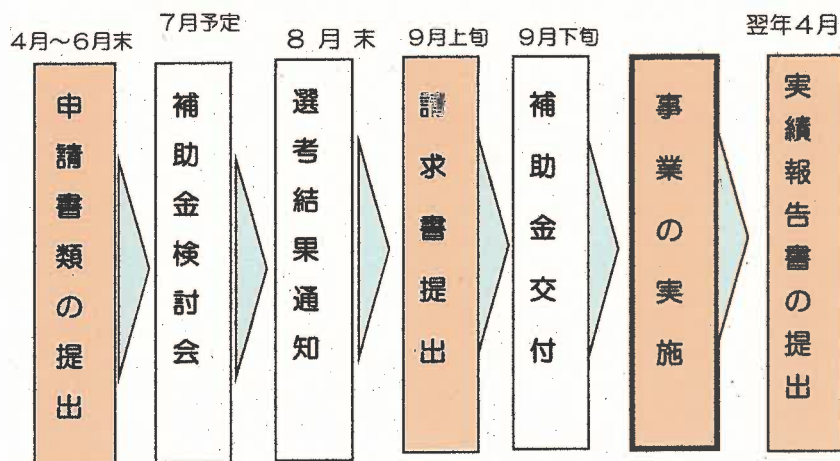
【3】対象経費・補助金額

- ◆ 消耗品費、印刷費、備品費、講師謝金等(直接事業と関連のない食材料費は除く)
- ◆ 上限 10 万円

※検討会による評価を行います。

※予算額を超える申請があった場合は、予算の範囲内で評価(点数)の高い順から補助金を交付します。

【4】事業の流れ



【5】振込名について

- ◆ 「ジギョウキカク」と記帳されます。

問い合わせ先
港南区福祉保健課
事業企画担当
電話 847-8441

「広報よこはま」・「県のたより」・ 「ヨコハマ議会だより」配布謝金

この事業では、「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」を各世帯に配布して
いただいている自治会町内会等に対し、謝金をお支払いしています。

【1】対象となる団体

- ◆ 自治会町内会、配布団体（自治会町内会未加入）

【2】対象となる取組み

- ◆ 広報紙「広報よこはま」・「県のたより」・「ヨコハマ議会だより」の世帯配布

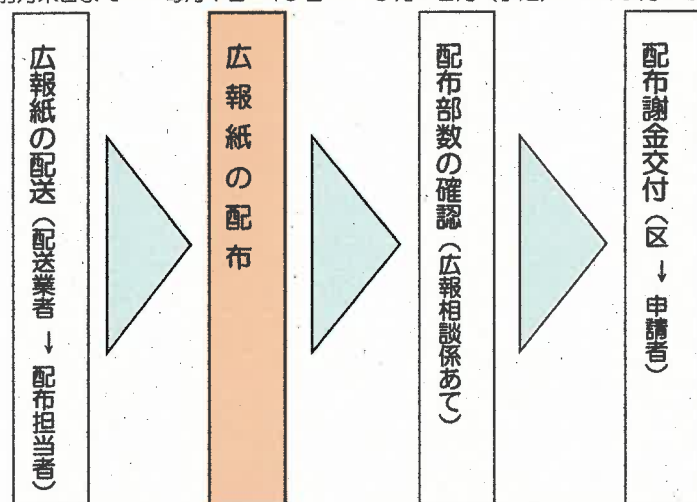
【3】謝金額等

広報紙名称	発行	謝金単価※	支払時期
「広報よこはま」	毎月	1部あたり 9円	6か月分を一括して 年2回に分けてお支払い (10月末と3月末)
「県のたより」		1部あたり 8円	
「ヨコハマ議会だより」	年4回 (5月、7月、11月、2月) ※発行月は年度により 変わることがあります	1部あたり 4円	2か月分を一括して 年2回に分けてお支払い (5月、7月配布分…10月末 ・11月、2月配布分…3月末)

※実際にお配りいただいた部数に応じてお支払いします

【4】事業の流れ

前月末日まで 毎月1日～10日 9月・2月（予定） 10月・3月



【配布担当者や部数などの 年度途中の変更について】

年度途中での変更については、毎月
10日までにご連絡いただければ、翌
月分の配布から変更できます。

※10日が土・日・祝日の場合は前開庁日

● 問い合わせ先
港南区区政推進課
広報相談係
電話 847-8321



【5】振込名について

- ◆ 「コウナンクハイツシャキン」又は「コウハウシ」と記帳されます。

※指定金融機関によって、振込名が一部省略されている場合もあります